

兵庫県公報

令和5年9月19日 火曜日 第449号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）…………… 3
- 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）…………… 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 4
- 道路の位置指定（丹波県民局）…………… 4

公 告

- 令和6年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（法務文書課）…………… 5
- 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）…………… 7
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…………… 9
- 同 上（同）…………… 10
- 同 上（同）…………… 11
- 同 上（同）…………… 12
- 同 上（同）…………… 13
- 同 上（同）…………… 14
- 入札公告（物品管理課）…………… 15
- 同 上（同）…………… 18

選挙管理委員会告示

- 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 21
- 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数…………… 21

教育委員会告示

- 平成12年兵庫県教育委員会告示第6号（情報公開条例に基づく法人の指定）及び令和2年兵庫県教育委員会告示第4号（公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定）の廃止…………… 22

告 示

兵庫県告示第954号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋駅前小野内科クリニック	芦屋市大原町5-22 セルフリッジ芦屋101	令和5年6月1日
いわもと歯科・矯正歯科	同 市西山町11-18 CH.158 102号	同 年7月1日
こいだ腎泌尿器科クリニック	伊丹市西台1-8-17	同 年6月1日
ホワイト薬局宮ノ前店	同 市中央2-3-12-102	同 年7月1日
いしはらこどもクリニック	同 市中央2-3-12-101	同
こころの訪問看護ステーション心春	加古川市別府町別府837-1-1	同 年6月1日
おばた内科・糖尿病クリニック	赤穂市さつき町12-8	同
仁川診療所	宝塚市仁川宮西町2-32	同 年3月1日
医療法人社団二葉葵 すぎはら歯科医院	高砂市神爪4-14-15	同 年6月1日
カラー歯科クリニック	川西市栄根2-25-8	同 年7月1日
医療法人協和会 看護小規模多機能型居宅介護 スミスの母里(訪問看護)	同 市火打1-21-14-2	同 年4月1日
医療法人協和会 看護小規模多機能型居宅介護 スミスの母里(看多機)	同 上	同 年6月1日
たけだファミリークリニック	たつの市揖西町小神161-1	同
サンミ調剤薬局 御津店	同 市御津町中島1664-5	同
生駒病院 訪問看護ステーション	川辺郡猪名川町広根字九十九番地	同
ささゆり薬局	多可郡多可町八千代区中野間1112-1	同 年5月1日
松浦眼科医院	揖保郡太子町東保20-4	同 月8日
エミ内科歯科クリニック(歯科)	同 郡同 町太田667-1-103	同 年6月1日
エミ内科歯科クリニック(内科)	同 上	同



兵庫県告示第955号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
JAM independence support 訪問看護	伊丹市西台5-6-19	名称、所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
オグラ歯科医院	加古川市加古川町寺家町647
けいせつデンタルクリニック	同 市平岡町新在家716-29
仁川診療所	宝塚市仁川宮西町2-32
林泌尿器科	川西市中央町8-8
医療法人協和会 看護小規模多機能型居宅介護スミスの母里	同 市火打1-21-14-2
川西市応急診療所	同 市東畦野5-21-1
おかもと小児科	三田市けやき台3-76-5
田村歯科医院	たつの市御津町苅屋507-2
サンミ調剤薬局 御津店	同 市御津町中島1664-5
薬局ドルフィン	同 市龍野町富永川田筋495-5
ささゆり薬局	多可郡多可町八千代区中野間1131-5
松浦眼科医院	揖保郡太子町東保21-3
エミ内科歯科クリニック	同 郡同 町太田667-1-103

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
南本町クリニック	伊丹市南本町7-1-15 エクセル新伊丹1階

兵庫県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
湯浅 仁志	あいと鍼灸整骨院	宝塚市中野町8-6	令和5年6月21日
池田 賢昭	タンポポ東洋はり灸院	丹波篠山市郡家642-9	同 年7月6日
元山 健太郎	ふく整骨院	同 市黒岡316-10	同 月7日

兵庫県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律

第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
鍼尾 涼	くがい整骨院	揖保郡太子町蓮常寺豆田281



兵庫県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年9月4日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	養宜地区	令和5年9月19日から 同年10月10日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第959号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
清住（2）	姫路市		飾東町清住	宮山下	350番3の一部、351番の一部、351番地先の水路敷の一部



兵庫県告示第960号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05丹波位置 0001号	5.9.6	丹波市氷上町石生字助國1838番1の一部、 1838番2の一部、1839番1の一部、 1839番2の一部	4.65 4.65～5.032	54.059 53.050

公 告

令和6年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

令和6年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 広告の掲載期間・広告媒体

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注）本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

- (1) 令和6年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
- (2) 令和6年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○ (広告主の名称・電話番号) 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

（参考）過去の発注実績

年度	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
平成30年度	290千枚	289.5千枚
令和元年度	302千枚	350.0千枚
2年度	442千枚	379.5千枚
3年度	287千枚	307.0千枚
4年度	262千枚	273.0千枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体

の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 兵庫県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと兵庫県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 令和6年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukoukouku.html>

- (2) 上記4のただし書の場合における(1)の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければなら

ない。

- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると兵庫県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

令和5年9月26日(火)から同年10月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送(令和5年10月17日(火)必着)により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、上記6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、上記8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。
- (2) 最高価格の広告掲載料を提示した者が2人以上のときは、抽選により決定する。
- (3) 適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
- (4) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- (2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県総務部法務文書課文書管理班
 TEL (078) 341-7711 内線2043
 FAX (078) 362-3902



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積(m ²)	地目
5	神戸市東灘区渦森台1丁目3番1	1,264.54	宅地
6	尼崎市武庫之荘8丁目292番	784.63	宅地
7	神戸市長田区三番町3丁目3番80	61.85	宅地
8	たつの市揖西町小神字芦原177番1ほか	1,116.70	宅地
9	美方郡香美町村岡区村岡字嶋2226番4	212.81	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
 - 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
 - (2) 配布期間及び申込期間
令和5年9月19日（火）から同年10月16日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
 - 5 入札の方法、場所及び受付期間
 - (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
 - (2) 場所
前記3に同じ。
 - (3) 受付期間
令和5年10月17日（火）から同年11月2日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
 - 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - (2) 日時
令和5年11月6日（月）午後2時から
 - 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

- (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
- 入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
- 兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 フラワータウンショッピングセンター
所在地 三田市弥生が丘一丁目1番地の1、2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | | | |
|------------------------|-----------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ
開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 岡 明 彦 |
| 株式会社サンフラワー | 三田市弥生が丘一丁目1番2 | 高 橋 輝 典 |
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | | | |
|------------------------|-----------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ
開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 衣 笠 達 也 |
| 株式会社サンフラワー | 三田市弥生が丘一丁目1番地の2 | 内 田 知 洋 |
- イ 変更後
- | | | |
|------------------------|-----------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ
開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 岡 明 彦 |
| 株式会社サンフラワー | 三田市弥生が丘一丁目1番2 | 高 橋 輝 典 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ハニーズ | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 | 江 尻 義 久 |
| 株式会社ジーフット | 名古屋市千種区今池3-4-10 | 神 谷 和 秀 |
| 株式会社プラザクリエイト
ストアーズ | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 | 大 島 康 広 |

外25者		
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻英介
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池3-4-10	木下尚久
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	新谷隼人

外21者

- 4 変更年月日
令和5年4月1日 ほか
- 5 届出年月日
令和5年8月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和5年9月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年1月19日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 モールラフィオーネ
所在地 三田市富士が丘二丁目7番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社北摂コミュニティ 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 岡明彦
開発センター
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社北摂コミュニティ 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 衣笠達也
開発センター
 - イ 変更後
名称 株式会社北摂コミュニティ 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 岡明彦
開発センター
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	山口 一 史
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江62番地の1	杉 浦 広 一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	馬 場 一 郎
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江62番地の1	杉 浦 克 典

4 変更年月日

令和5年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年9月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年1月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 けやきプラザ

所在地 三田市けやき台一丁目5番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明 彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	衣 笠 達 也

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明 彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 外3者	東京都千代田区外神田2-2-15	松本忠久

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社 外3者	東京都千代田区外神田2-2-15	田中純一

4 変更年月日

令和5年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年9月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年1月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三田ウッディタウン店
所在地 三田市けやき台一丁目8番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡明彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	衣笠達也

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡明彦

開発センター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	鈴木 恒則
株式会社ニトリ 外12者	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	武田 政則

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 英介
株式会社エディオン	大阪市北区中之島二丁目3番33号	久保 允誉
株式会社アージュ 外11者	広島市西区商工センター二丁目15番1号	中野 久史

4 変更年月日

令和5年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年9月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年1月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 センチュリープラザ

所在地 三田市けやき台一丁目10番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社北摂コミュニティ 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 衣笠達也
開発センター

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
総合メディカル株式会社 外4者	福岡市中央区天神2-14-8	貞久雅利

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
総合メディカル株式会社 外4者	福岡市中央区天神2-14-8	坂本賢治

4 変更年月日

令和5年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年9月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年1月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 えるむプラザ
所在地 三田市すずかけ台二丁目3番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町8番7号	林 克弘
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	並松 誠
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	衣笠 達也

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ・阪急オアシス 株式会社	大阪市北区角田町8番7号	林 克弘
株式会社北摂コミュニティ 開発センター	三田市弥生が丘一丁目2番地の1	岡 明彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	並松 誠
株式会社エディオン	大阪市北区中之島二丁目3番33号	久保 允誉
株式会社ココカラファイン 外10者	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚本 厚志

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ・阪急オアシス 株式会社	大阪市北区角田町8番7号	林 克弘
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	武田 政則
株式会社ココカラファイン ヘルスケア 外10者	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚本 厚志

4 変更年月日

令和5年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年9月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年1月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年9月19日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

建設雪寒機械（ロータリ除雪車）2台

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和6年3月25日（月）

## (4) 納入場所

新温泉土木事務所他1箇所（詳細は仕様書のとおり）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和5年9月19日（火）から同年10月3日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和5年10月27日（金）午後3時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年10月26日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年9月19日（火）から同年10月3日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年10月3日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和5年10月20日（金）午後5時から同月27日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）



ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

#### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

##### ア 受付期間

令和5年9月20日(水)から同年10月13日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年9月20日(水)から同年10月3日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年10月3日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

##### イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

##### ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カatalog等の仕様が確認できる書類

##### エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

##### オ 確認の結果

令和5年10月20日(金)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年10月25日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年11月10日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Rotary snowplow

(3) Delivery period: March 25, 2024

(4) Delivery place:

Shinonsen Public Works Office and Yabu Public Works Office (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 3, 2023

(6) Deadline for tender:

15:00 October 27, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 26, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年9月19日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

建設雪寒機械（除雪ドーザー11トン級）2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和6年10月31日（木）

(4) 納入場所

豊岡土木事務所他1箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端

数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和5年9月19日(火)から同年10月3日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和5年10月27日(金)午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年10月26日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年9月19日(火)から同年10月3日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年10月3日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和5年10月20日(金)午後5時から同月27日(金)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年9月20日(水)から同年10月13日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年9月20日(水)から同年10月3日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年10月3日(火)は午後4時までとす

る。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(8) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年10月20日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年10月25日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年11月10日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Snow dozer (vehicle, 11 tons)

(3) Delivery period: October 31, 2024

(4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office and Tatsuno Public Works Office (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 3, 2023

(6) Deadline for tender:

14:00 October 27, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 26, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年9月19日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,722

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 667,013



兵庫県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和5年9月19日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則本

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	57,672
神戸市灘区	36,148
神戸市中央区	37,216
神戸市兵庫区	30,228
神戸市北区	59,360
神戸市長田区	25,915
神戸市須磨区	44,102
神戸市垂水区	59,241
神戸市西区	65,777
姫路市	139,077
尼崎市	128,418
明石市	84,089
西宮市	133,129
洲本市	11,995
芦屋市	26,619
伊丹市	55,520
相生市	7,816
豊岡市及び美方郡	30,137
加古川市	72,613
たつの市及び揖保郡	29,858
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,457
西脇市及び多可郡	16,351
宝塚市	63,984
三木市	20,907
高砂市	24,495
川西市及び川辺郡	51,905
小野市	12,982
三田市	30,151
加西市	11,815
丹波篠山市	11,140
養父市及び朝来市	14,279
丹波市	17,164
南あわじ市	12,661
淡路市	12,033
宍粟市	9,963
加東市	10,706
加古郡	18,011
神崎郡	11,366

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第15号

平成12年兵庫県教育委員会告示第6号（情報公開条例に基づく法人の指定）及び令和2年兵庫県教育委員会告示第4号（公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定）は、廃止する。

令和5年9月19日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平